

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 企業内の特定部門のみの簡易課税制度

Q : 当社では、各部門ごとに独立採算制を採っています。

この場合、ある特定の部門、例えば、卸売部門、製造部門、サービス部門等のみで、消費税の簡易課税制度を適用できますか。

A : その事業の一部のみに簡易課税制度を適用することはできません。

【解説】

簡易課税制度とは、その課税期間の前々年又は前々事業年度の課税売上高が2億円以下で、簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を事前に提出している事業者について、実際の課税仕入れ等の税額を計算することなく、課税売上高から仕入控除税額の計算を行うことのできる制度で、控除される課税仕入れの税額を課税売上高に対する税額の一定割合とするというものです。この一定割合をみなし仕入率といい、売上げを卸売業、小売業、製造業等、サービス業等及びその他の事業の5つに区分し、それぞれの区分ごとのみなし仕入率が適用されます。

この簡易課税制度は、その事業者の事業全体が適用を受けるもので、その事業の一部のみに簡易課税制度を適用して仕入控除税額を計算することはできません。

したがって、ご質問の場合も部門ごとに簡易課税制度を選択することはできませんから、事業全体で簡易課税制度を選択するかどうかを再検討してみてください。

